

埼玉県景観計画（抜粋：景観形成基準）

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(2) 景観形成基準

ア 配慮事項

(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方）

- a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。
- b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。

(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）

- a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。
- b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。
- c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。

(ウ) 建築物等のデザイン

- a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。
- c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
- d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。
- e 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

イ 勧告基準（法第16条第3項の基準）

(ア) 建築物及び工作物

別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告及び公表を

行うことができる。

(イ) 物件の堆積

次のいずれかに該当すると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

a 堆積の高さ

堆積の高さが3mを超えるとき。

b 堆積物の遮蔽

遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。

c 遮蔽物の色彩

別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

ウ 変更命令基準（法第17条第1項の基準）

建築物及び工作物については、別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

別表2 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

用途地域が定められている区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	—	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは 含まない)	—	2を超える

関越道以東で用途地域が定められていない区域（鶴ヶ島市と坂戸市は全域）		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

関越道以西で用途地域が定められていない区域（鶴ヶ島市と坂戸市は除く）		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	9以上	—
	9未満	2を超える
N	9以上	—